

特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成 24 年 11 月
特 許 庁

1. 改正の必要性

優先権書類デジタルアクセスサービス（以下「DAS」という。）¹の運用変更、台湾智慧財産局との優先権書類の電子的交換の開始に伴い、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）等について規定の整備を行うとともに、特許協力条約に基づく実施細則（以下「PCT実施細則」という。）に定める国際出願の願書及び国際予備審査請求書の様式の改正に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

2. 改正案の概要

(1) DASを通じた優先権書類の電子的交換について

平成 23 年 7 月に開催された世界知的所有権機関の第 3 回 DAS 作業部会合において、システム上の安全性を改善するための措置を講じることについて合意がなされたことに伴い、平成 25 年 3 月 17 日以降、出願人は、特許庁長官に対し、①優先権の主張の基礎とした出願をした国（機関）、②出願日、③出願番号、④出願の区分（特許、実用新案登録等の別）及び⑤第一庁等が出願人に発行したアクセスコードの全ての情報を届け出ることによって、より安全性の高い方法で DAS を通じた優先権書類の電子的交換を行うことができるよう改正を行う（今般、新たに届け出が必要になった項目は、④及び⑤である。）。

(2) 台湾智慧財産局との優先権書類の電子的交換の開始について

平成 24 年 6 月に台湾智慧財産局と優先権書類の電子的交換を行うことが合意された。この合意に基づき、今後、台湾智慧財産局との優先権書類の電子的交換の開始が予定されている。上記（1）のとおり、今般、DAS がセキュリティの向上を目的とした仕様変更を行うため、それと同様の高い安全性を確保できる方法により優先権書類の電子的交換を実施するための規定の整備を行う。

上記（1）及び（2）を実施するため、特許法施行規則第 27 条の 3 の 3 第 2 項及び第 3 項、様式第 26、実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）様式第 1 並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）様式第 9 について、所要の改正を行う。

¹ 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 43 条第 5 項並びに特許法施行規則第 27 条の 3 第 2 項第 4 号及び第 5 号。

DAS とは、各国特許庁が世界知的所有権機関（WIPO）を仲介して優先権書類の電子的交換を行うネットワークのこと。2012 年 8 月末現在、11 の庁及び機関（日本特許庁、英国知的財産庁、オーストラリア特許庁、韓国特許庁、スウェーデン特許登録庁（提供のみ）、スペイン特許商標庁、中国国家知識産権局、デンマーク特許商標庁（提供のみ）、フィンランド特許庁、米国特許商標庁及び WIPO）が参加。

(3) P C T実施細則に定める国際出願の願書等の様式の改正に伴う改正

P C T実施細則の改正（平成 24 年 9 月 16 日発効）により国際出願の願書の様式及び国際予備審査請求書の様式が改正された²。従前は、これらの様式が改正される都度、国際出願法施行規則様式第 7、第 7 の 2、第 21 及び第 21 の 2 を改正していたが、こうした様式改正は、ほぼ毎年行われており、かつ、世界的所有権機関から P C T実施細則改正の通報が届いてから発効されるまでの期間が短いため、それに適合するための国際出願法施行規則が改正されるまでの間、出願人は新しい様式を使用することができず、利便性の観点から問題が生じていた。

P C T実施細則の改正が発効してから国際出願法施行規則で定める国際出願の願書等の様式改正までには、数か月のタイムラグが避けられず、それにより、P C T実施細則の改正により国際出願の願書から削除された記載欄が、国際出願法施行規則で定める様式には残っており、出願人が、当該記載欄に記入してしまったような場合には、その記載を修正するための追加的な手続が必要になるなどの弊害が生じている。また、国際出願の願書等は、条約の取り決めにしたがい、国際事務局が作成・変更する P C T実施細則（P C T規則 89.2(a)、(b)）で定められているものであり、その改正については形式的なものに限られている。

以上の理由から、国際出願法施行規則第 16 条第 1 項及び第 53 条第 1 項等を改正し、国際出願の願書及び国際予備審査請求書は、「別に定める様式により」作成しなければならない旨を規定し、P C T実施細則の改正により国際出願の願書等の様式変更が生じた場合には、特許庁が速やかに新しい様式をホームページ等で公表することにより、出願人が、より早く、新しい様式を使用できる環境を整備するものである。

3. 公布及び施行期日

公布日 平成 24 年 11 月 30 日

施行期日 平成 25 年 3 月 17 日³から施行する。ただし、2. (3) の改正に係る規定については公布の日。

² 平成 23 年 9 月 16 日に成立した特許改革法（リーヒ・スミス米国発明法）の一部施行（平成 24 年 9 月 16 日）により、従前は発明者のみが特許出願することが可能であったところ、発明者から権利の承継を受け者（法人も含む。）も出願できることとなった。それに伴い不要となった記載事項を願書から削除する等の変更がされた。

³ D A S の運用変更に係るシステムのリリース日。